

(指摘及び改善要望)

監査報告書52頁

## 2 指定管理の概要

## (5) 指定管理料

収支計画書及び見積書には、諸経費のように算定の根拠が不明確なもの(北口・市民ギャラリー)、消耗品費が多いもの(北口ギャラリー)、必要な損害保険料が計上されていないもの(市民ギャラリー)、社会保険料・福利厚生費・消耗品費が計上されていないもの(甲東ホール)、及び人件費の算定方法(甲東ホール)など、チェックすべき項目が多く見られます。

今後、収支計画書及び見積書の内容を十分チェックして、統一性のとれた適正な指定管理料の決定に努めてください。

(講じた措置)

21年度の収支計画書及び見積書の中で、人件費及び諸経費についてはその内訳を、消耗品費の額の多いものについては、その内訳を、人件費の算定方法についても、その積算の提出を、また、損害保険料についても計上するよう、指導しました。

今後は、収支計画書及び見積書については、各指定管理者で、できるだけ統一した書式となるよう、指導を行ってまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書53頁

## 3 施設の利用状況及び使用料等収入の状況

施設の利用状況及び使用料等の収入状況については、毎月、定例で報告が行われているほか、指定手続条例第8条の規定による事業報告書が提出され、いずれの報告も期限内に行われています。毎月の定例報告については、市民ギャラリーの基本協定書で定められていますが、その他の施設では定められていません。

今後、定例報告について、北口ギャラリー、甲東ホールも協定書で定めてください。

(講じた措置)

定例報告について、北口ギャラリーに関しましては、平成21年4月1日付で「西宮市立北口ギャラリー指定管理者基本協定書」を締結し、第15条で定例報告について、「乙(指定管理者)は、甲(市)が指定する期日までに、前月分の施設利用の申し込み状況及び利用状況等を甲に報告しなければならない。」と定め、改善を図りました。

また、甲東ホールに関しましては、平成21年4月1日付で「西宮市甲東ホール指定管理者平成21年度 年度協定書」を締結し、第5条で定例報告について、「乙(指定管理者)は、甲(市)が指定する期日までに、前月分の施設利用の申し込み状況及び利用状況等を甲に報告しなければならない。」と定め、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書53頁

3 施設の利用状況及び使用料等収入の状況

(3) 北口ギャラリー

利用率では、展示室がいずれも90%を超え、3室の平均利用率は94.7%となっています。

創作室は第1が58.5%、第2が55.8%で、平均は57.2%となっています。

今後、創作室の利用率の向上に努めてください。

(講じた措置)

北口ギャラリーについては、平成21年3月で指定期間が終了するため、平成20年度に新たな指定管理者の選定を行いました。その公募の際に、北口ギャラリーについては創作室での自主事業の提案を求め、審査項目の1つとしております。指定管理者の自主事業により、創作室のPRを行うとともに、利用率の向上に努め、改善を行ってまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書56頁

4 指定管理に係る経費の執行状況と会計経理

北口ギャラリー、市民ギャラリーでは、人件費のうち、社会保険料と福利厚生費について、実績報告書に内訳が記載されていません。

今後、収支計画に対応した実績報告となるよう、適切な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

北口ギャラリーと市民ギャラリーにつきましても、収支計画と実績報告書のいずれにも、人件費の内訳として、社会保険料と福利厚生費を記載するよう、指定管理者に指導を行いました。同様に、その他の科目につきましても、収支計画と実績報告が対応するものとなるよう、指導を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書56頁

4 指定管理に係る経費の執行状況と会計経理

市は、指定管理者から、各施設の収支についての事業報告に対して、承認の通知を行っていますが、当該通知の中では、事業報告に対する指示などは行われていません。実績報告書の内容について、どのように評価や整理が行われたのかが、決裁の中に記述されていないので、確認できません。

今後、事業報告書の内容精査・確認を適確に行い、一定の整理を行うことにより、次年度以降の適正な管理料の算定の資料とし、市民サービスの向上とともに、経費の節減に努めてください。

(講じた措置)

20年度の指定管理料の精算を行うにあたり、事業報告書の内容精査・確認を行い、決裁に記載しました。

今後、この内容に基づき、一定の整理を行ったうえで、22年度以降の指定管理料の算定の資料とし、市民サービスの向上と経費の節減に努めてまいります。

4 指定管理に係る経費の執行状況と会計経理

修繕については、負担額の取決めが行われていますが、修繕費の範囲は明確ではありません。また、各年度協定書では、105,000円を越える修繕費については、市が負担すること、と定めていますが、修繕費は、いずれの施設も各年度協定書に定められている限度額の105,000円を超えています。

なお、市は、この超過分について、会社が請求を辞退したとして支払っていませんが、請求を辞退したことが確認できる文書等はありません。

また、諸経費を計上している施設については、諸経費の執行状況についての評価をしたうえで、修繕費の支出額の判断をすることも必要とされます。

今後、修繕費の範囲等について、明確にするとともに、協定書の約定に従った、適正な協定内容の履行に努めてください。

(講じた措置)

修繕費の精算につきましては、その趣旨と精算方法について、指定管理者に再確認を行い、適正な処理を行うよう指導しました。

20年度の指定管理料の精算におきましては、諸経費について評価をしたうえで、どの施設も修繕費が105,000円を超えなかったため、その差額を市に戻入させ、協定書の約定に従った適正な処理を行いました。

5 諸規定の整備

(1) 公の施設の管理にかかる管理規定

いずれの施設も基本協定書に管理の基準が示されており、これに基づいて指定管理者は、施設の管理を行っていますが、自ら管理する施設の利用等について、具体的な管理規定を定め、利用者等に示しておくことが必要と考えられます。

なお、いずれの施設も指定管理者による管理規程は設置されていません。

今後、市は、指定管理者に対して、施設の管理者として当該施設の管理の方法などについて管理規程を定め、公表することにより、利用者等に対して明確な基準で管理が行われるよう指導に努めてください。

(講じた措置)

指定管理者による管理規程の制定につきましては、今後、近隣市等の状況を調査するなど、検討を行ってまいります。

6 自主事業

北口ギャラリー及び甲東ギャラリーについては、基本協定書に自主事業についての規定が置かれていますが、市民ギャラリーの協定書には定めがありません。

今後、自主事業については、協定書に明記するとともに、参加者の増大を図ってください。

(講じた措置)

自主事業について、市民ギャラリーに関しましては、平成21年4月1日付で「西宮市立市民ギャラリー指定管理者基本協定書」を締結し、指定管理者の基本的な業務の範囲を定める第5条の中で第1項第1号で「市民ギャラリーの事業の実施に関する業務」をあげ、第2項で、「乙(指定管理者)は、前項第1号に規定する業務として、地域住民の芸術、文化の鑑賞事業(以下「自主事業」という。)を実施する。・・・」と定め、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書58頁

7 再委託

甲東ホールの再委託については、甲東ホール基本協定書第5条第2項に、「会社は市の承認を得て、その一部を第三者に委託して行うことができる。」と規定し、市の承認を必要としていますが、この承認を受けていないもの(ピアノ点検保守)が1件見られます。

今後、再委託については、基本協定書に基づいて、全て市の承認を受けるようにしてください。

(講じた措置)

ご指摘の承認していない再委託につきましては、年度当初に予定していなかったピアノ点検保守について、再委託の追加を行ったため、承認が漏れてしまったものです。

今後は、再委託について、基本協定書に基づいて、全て市の承認を受けるよう指導しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書59頁

8 事務処理の状況

(2) 減免事務

平成19年度における減免の適用は、市民ギャラリーの22件、甲東ホールの3件で、いずれも基本協定書第5条第1項第3号に基づいて指定管理者への申請により減免が行われ、所管課は関与していません。

なお、減免の決定等は市長の事務であり、地方自治法に定める場合を除いて、私人に事務を委任することはできないこと、となっています。

今後、減免については、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

市民ホール、市立ギャラリーの使用料の減免については、減免を適用する場合において、事前に市文化振興グループの承認を得るように、指定管理者に指導を行いました。文化振興グループでは、減免の申請があった場合は、その都度、決裁行為により減免の決定を行い、適正な事務処理を行うこととします。

8 事務処理の状況

市は、北口ギャラリー創作室ロッカー取扱要領に基づいて、ロッカー使用料(雑入)を徴収することとし、地方自治法施行令第158条第1項に基づいて、西宮市立北口ギャラリー使用料等徴収事務等委託契約を結び、指定管理者に徴収を委託しています。

なお、同施行令ではロッカー使用料(雑入)については、私人による公金の取扱いを認めていません。

また、甲東ホールで、使用料の返還金1,680円の支出が、指定管理者による資金の立替によって行われていますが、同施行令第165条の3では、必要な資金を交付して、支出の事務を委託するものとし、資金前渡が必要とされています。

今後、徴収事務、支出事務の委託にあたっては、法令の規定を順守して、適正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

北口ギャラリー創作室使用料の徴収につきましては、平成21年4月1日から、西宮市立北口ギャラリー使用料等徴収事務等委託契約を結び、指定管理者に徴収を委託する方法を改め、市が直接徴収することとし、改善を図りました。

また、使用料の返還金については、甲東ホールをはじめ、他の市民ホール、市立ギャラリーにおいても、平成21年4月1日から、市が必要な資金を資金前渡により指定管理者に交付して行うよう支出の事務を委託することとし、改善を図りました。

8 事務処理の状況

(4) その他

いずれの仕様書にも、管理対象となる施設の延べ床面積と、実際の専用面積との間に大きな隔たりが見られます。この原因を調べて適正な専用面積に基づいて処理することが必要です。

今後、仕様書の内容等について慎重な点検を行ってください。

(講じた措置)

市民ホール、市立ギャラリーの各施設において、21年度の仕様書の内容を確認し、管理対象となる施設の延べ床面積の確認を行い、適正な専用面積の仕様書に変更しました。また、仕様書に図面を添付し、管理対象となる部分について明確化を図りました。

今後も、仕様書の内容について随時点検を行います。